

生徒心得について

1 服装についての規程

通学及び校内では正しく制服を着用すること。

- (1) 制服
上着は指定のブレザー
ズボン・スカートは指定のもの
指定のカッターシャツ、指定のネクタイ又はリボン
ア 防寒用に指定のベスト・指定のセーターを着用してもよい。
イ 本校の定める期間、夏季（5月～10月）は指定の長袖又は半袖のカッターシャツを着用する。指定のベストを着用してもよい。ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。ただし、セーター、ベストを着用する際はネクタイ・リボンを着用すること。
- (2) コート類（レインコート含む）は、防寒用として通学時に着用してよい。
- (3) 通学時の履き物は、革靴又は運動靴を用いること。かかとの高い靴、サンダル、ブーツ等は禁止する。
- (4) 校舎内では指定の上履きを使用し、体育館、格技場、体育振興施設では体育館用シューズを使用すること。
- (5) その他
ア 頭髮の特別な加工（パーマ、染色、脱色、付け毛等）は禁止する。
イ 室内でのコート類、マフラー、手袋などの着用は避けること。
ウ 装身具（指輪、ピアス、ネックレス等）の着用や化粧は禁止する。
エ 制服の加工、変型は禁止する。
オ 健康上、身体上の理由で、特に異装を必要とする場合は、担任に連絡の上、生徒指導部の許可を得ること。
カ 校外における学校行事には、原則制服を着用する。
キ 土、日、祝日・長期休業中等の授業が行われない日に、部活動で登校する場合は、部活動に適した服装で登校してもよい。

2 登下校・通学等についての規程

- (1) 登校について
午前8時40分の始業時間に合わせて登校すること。8時35分には校門を閉めるため、余裕をもって登校すること。
- (2) 外出禁止
登校後は放課後まで無断で外出してはならない。外出の必要ある場合は担任に届け出、外出許可証を所持すること。
- (3) 下校時刻
最終下校時刻は原則として平日は午後6時とする。

3 自転車通学に関する規程

- (1) 自転車通学願の提出
自転車通学を希望する生徒は、所定の「自転車通学願」を提出して許可を受けなければならない。なお、自転車通学の許可の条件として、個人賠償責任保障のある保険に必ず加入していること。
ア 新入生は入学時の指示に従ってホームルーム担任に提出する。
イ 入学後転居又は特別の事情で自転車通学をしようとする場合は、その都度生徒指導部に申し出るものとする。
- (2) 自転車通学の許可
許可した者には、許可証（許可シール）を交付する。
- (3) 遵守事項
自転車通学を許可された生徒は、次の事項を守らなければならない。
ア 許可シールを自転車の車体のよく見える位置に貼付すること。
イ 校内所定の自転車置場に置き、必ず施錠しておくこと。
ウ 道路交通法を守り事故防止に努めること。
エ スマートフォン、携帯電話や電子機器を使用しながら、または、ヘッドフォン等を装着して運転をしないこと。

オ 道路の逆走、停止違反、傘さし運転、2人乗り、2列以上の並進をしないこと。

カ 自転車の貸し借りはしないこと。

キ レインコートを常に携帯すること。

※自転車乗車時にはヘルメットの着用を推奨する。

4 バイク等の運転禁止に関する規程

(1) バイク等の乗車、使用禁止

生徒は通学及び家庭においてバイク（原付自転車）、自動二輪を運転使用してはならない。また、2人乗り等で乗車することも禁止する。

(2) 運転免許取得の禁止

生徒は在学中バイク（原付自転車）、自動二輪及び自動車の運転免許証を取得してはならない。

5 携帯電話・スマートフォン等についての規定

(1) 授業時間中は各授業の教員の指示に従うこと。

使用を許可されていない時間帯は、必ず電源を切り、鞆の中に入れておくこと。

教員の指示に従わず授業中に無断で使用した場合、また着信音が鳴った場合は指導対象となる。

(2) 校内外に関わらず、自転車乗車中はスマホ・タブレットを使用しない。

(3) 校内外に関わらず、歩きスマホ（タブレット含む）・自転車乗車中のイヤホン使用をしない。

(4) 校内において、イヤホンをつけたまま移動をしない。

(5) 定期考査中は定期考査のルールに基づく。

(6) 校内外に関わらず、自他の個人情報の発信やモラルに反する行為、SNS等による誹謗中傷等の行為はしない。

(7) この規定に定める事項や付随するルール違反があった場合、当該携帯電話、スマホ、タブレットは学校で預かる等の指導を行う。

6 部活動についての規程

(1) 活動の時間は、原則として授業・清掃終了後より午後6時までとする。ただし、顧問の付き添いがあり、延長届が提出されている部活動については、午後7時を完全下校とする。学校外や休日、早朝等に活動を行う場合は必ず顧問が付添うこと。

(2) 原則として、定期考査1週間前から部活動は実施できない。

(3) 部員の入部・退部については所定の用紙で届け出ること。